

## 4-1 肥料販売業務開始に関する届出について

山口県内で肥料の販売を行うには、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年5月1日法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により知事への届出が必要です。

### 1 提出書類

- |   |        |
|---|--------|
| ①肥料販売業務開始届出書                              | 2部(正副) |
| ②届出者を確認できる書類                              | 1部     |
| 【個人の場合】住民票の写し（県内居住者は不要）                   |        |
| ※法人格を有していない任意の組合（〇〇生産組合等）は、代表者個人での届出となります |        |
| 【法人の場合】「定款(原本証明)及び「全部事項証明書(原本：発行から3ヶ月以内)」 |        |
| ③販売事業場及び保管施設を示す地図                         | 1部     |
| ※地図に販売場所、保管場所の位置を記入（マーキング）したもの。           |        |
| ④返送用封筒（要切手貼付、要宛名記載）                       | 1部     |
| ※返送書類は、1届出あたりA4用紙3～4枚程度                   |        |
| ⑤連絡先                                      | 1部     |
| ※日中連絡が付き電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入したもの         |        |

**注 意** 山口県内に、同一法人（又は個人）として、複数の肥料販売事業場（支店）を有する場合は、同一法人（個人）であれば、一括で届出が可能です。肥料販売業務開始届出書の2及び3の項に山口県内の肥料販売事業場を全て併記（別紙でも可）し、事業場ごとの販売、保管場所を示す地図を添付して下さい。

### 2 書類の保管

副本は、事業場に備え付けて下さい。

※複数の事業場を届け出た場合は、写しを各事業場に備え付けて下さい。

### 3 その他

- （1）法第30条第2項及び第3項の規定により、肥料の品質の確保を図る上で必要と認めるときは、国や県による立入検査を行います。
- （2）届出事項に代表者氏名、住所等の変更を生じたとき及び事業を廃止したときは、その日から2週間以内に届出が必要です（法第23条第2項）。

### 4 問い合わせ先

山口県庁 農林水産部 農業振興課 農業技術班  
〒753-8501 山口市滝町1番1号  
電話 (083) 933-3366  
FAX (083) 933-3399

※申請書の下書きを事前にFAX等で送付いただければ、記載内容を確認してお答えします。

## 記入例

### 肥料販売業務開始届出書

持参日又は  
投函日を記入

令和〇〇年〇月〇日

知事の氏名を  
記入する。

山口県知事 〇〇 〇〇 様

法人の場合は登記簿謄（抄）本、個人の場合は  
住民票のとおり記入します。

住所 〇×市〇〇町△◆番地

法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記  
入する。名称は省略しない。  
個人の場合は、氏名のみを記入する  
※〇〇商店・△△組合等、任意組織の名称等は  
記入しない。

氏名 〇×商事 株式会社

代表取締役 〇〇 太郎

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいのので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条  
第1項の規定により届け出ます。

## 記

### 1 氏名及び住所

(1) 氏名 〇×商事 株式会社  
代表取締役 〇〇 太郎

(2) 住所 〇×市〇〇町△◆番地

### 2 販売業務を行う事業場の所在地

〇×市〇〇町△◆番地 (〇×支店)

〇×市〇〇町△△番地 (△〇支店)

### 3 本都道府県内にある保管する施設の所在地

〇×市〇〇町△◆番地

〇×市〇〇町△△番地

正式名称（個人にあつては住民票、法  
人にあつては登記簿の記載事項）を記  
入する。  
※任意組織の場合は、ここに組織名を  
括弧書きで記載して下さい。  
例：〇〇太郎（〇〇商店）

複数ある場合は、列記又は別紙とし、  
「販売事業場及び保管場所の一覧  
表」を添付し、もれなく記入する。